

最終報告書

平成 23 年 9 月 30 日

原子力発電に係るシンポジウム等についての

第三者調査委員会

目次

第 1	調査開始の経緯及び第三者調査委員会の設置	2
第 2	調査体制、調査対象、調査事項及び調査方法	4
1	調査体制.....	4
2	調査対象及び調査事項.....	4
3	調査方法.....	4
第 3	シンポジウム等の位置付けと国の関与に対する考え方について	6
1	国が主催する原子力発電に関するシンポジウム等の位置付け.....	6
2	原子力発電に関するシンポジウム等に係る国の関与に対する考え方について	7
第 4	事実認定及び評価	11
1	玄海原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム	11
2	伊方原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム	13
3	女川原子力発電所の耐震安全性に関する住民説明会	14
4	浜岡原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム	15
5	泊原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム	17
6	川内原子力発電所に係る第一次公開ヒアリング	18
7	玄海原子力発電所に係る佐賀県民向け説明番組	20
第 5	原因分析及び再発防止策	22
1	原因分析.....	22
2	再発防止策.....	23
第 6	まとめ	26

第1 調査開始の経緯及び第三者調査委員会の設置

エネルギー政策は、国民の生活、我が国の産業活動を支える根幹であり、その中でも、資源に乏しい我が国においては、原子力は、政策上、基幹エネルギーの一つとして位置付けられてきた。他面、原子力発電は、ひとたび事故が発生した場合には、国民に甚大な被害を与える危険性があることから、その利用等は、安全の確保を旨として、国民の理解と信頼を得つつ、推進されるべきものとされてきた。

しかしながら、平成23年3月11日、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故により、我が国のいわゆる原子力発電の安全神話は崩壊し、エネルギー政策、とりわけ原子力政策に対する国民の信頼も根底から覆される深刻な事態が発生した。

さらに、同年7月6日、国会において、同年6月26日放送の国主催の九州電力玄海原子力発電所に係る佐賀県民向け説明番組でいわゆる「やらせ投稿」が行われたことが取り上げられた。それをきっかけに、資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）の要請で電力会社から同庁に提出された「地域住民からの意見聴取のために国が主催したシンポジウム等での特定の意見表明を要請した事実の有無に関する調査について」の調査報告書において、電力会社とその社員¹や関連企業等に対し、シンポジウム等への参加や意見表明を要請しており、かかる行為に国の関与が疑われる事案が存在することが指摘された。この結果、地元住民の理解を深めるとともに信頼関係を醸成するための場として行われたシンポジウム等が公正・透明に行われたのかについて疑義が生じることとなり、国民の原子力政策に対する信頼は更に損なわれることになったのである。

今後は、失われた国民の信頼を回復することなしに、原子力政策を立案・実行することはできない。原子力行政に関係する者は、この現状を直視し、何が問題だったのか、その原因は何かを解明し、それらを一つ一つ解決していくことに、懸命に取り組んでいくことのみが、国民の信頼回復のための唯一の道である。

こうした状況の中で、海江田万里経済産業大臣（当時）から「徹底的に膿を出してほしい。」との強い意向が示され、中立的な立場から、国主催のシンポジウム等における国の関与に関する事実関係の解明及び評価、再発防止策の検討を行うことを目的として、平成23年8月5日、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」（委員長大泉隆史。委員については別紙1参照）が設置された。

当委員会では、大臣から委嘱された内容が国家のエネルギー政策に係る重要なものであると認識した上で、地に堕ちた国民の信頼が一日でも早く取り戻さ

¹ ここでいう「社員」とは役職員を指す。

れ、国民の生活、我が国の産業活動を支えるエネルギー政策が適切に遂行されるよう、当委員会が設置された後の約2か月間、徹底的な調査等に全力で取り組み、本報告書を取りまとめるに至った。

第2 調査体制、調査対象、調査事項及び調査方法

1 調査体制

当委員会の下、弁護士5名から構成される作業チーム（メンバーについては別紙1参照）が設けられ、委員長・委員とともに、本件調査を行った。

2 調査対象及び調査事項

今回の一連の問題の発端となった平成23年6月26日に実施された玄海原子力発電所に係る佐賀県民向け説明番組（1件）及び電力会社から同年7月29日に報告されたシンポジウム等²（37件）に加え、平成18年10月28日及び29日に開催された女川原子力発電所の耐震安全性に関する住民説明会（3件）を調査対象として追加した。

以上の合計41件のシンポジウム等（別紙2参照）を中心に、他の国主催のシンポジウム等における国の関与の有無も調査しつつ、電力会社からの報告において国の関与の疑いが指摘されている案件を先行して、

- ① 国の関与の有無及び具体的な事実関係の調査、評価
- ② 再発防止策の検討

を行うこととした。

3 調査方法

当委員会は、本最終報告までの間、計10回にわたる委員会での検討（別紙3参照）を行うとともに、以下の調査を行った。

(1) ヒアリング

シンポジウム等の実施に関与した当時のエネ庁及び原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）等の職員及び幹部を含むその上司（元職員を含む。）、電力会社の社員等、延べ148名にヒアリングを実施した。

(2) 関連文書及び電子媒体等の精査

エネ庁及び保安院から収集した関連文書及び電子媒体並びにシンポジウム等の実施に関与したエネ庁及び保安院等の職員の業務上のパソコンから収集した電子メール及び電子媒体等を精査した。

² エネ庁は、電力会社7社に対し、原則、過去5年間に、各電力会社が計画する原子力発電所の建設等について、地元の首長が意思決定を行うために開催された、国主催のシンポジウム等に関する調査・報告を要請した。電力会社7社の調査・報告対象となったシンポジウム等は、合計37件（九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）が調査・報告対象とした、平成17年10月2日に開催された玄海原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウムを含む。）である。

(3) 電力会社への追加調査要請

電力会社7社³に対し、電力会社による社員等に対するシンポジウム等への参加要請等に関する国の関与の有無等について追加調査の要請を行った。

(4) 経済産業省職員等への質問調査票の送付

原子力発電に係るシンポジウム等の実施に関連する部署・役職に在籍・在職したエネ庁及び保安院等の職員186人（元職員を含む。）に質問調査票を送付し、全員から回答を得た。

(5) 情報提供窓口の設置

経済産業省のウェブサイト「情報提供窓口」を設置し、プレスリリース等により周知を行い、平成23年9月9日までに、7件の報告が寄せられた。また、経済産業省のホームページの広聴メール等において、関連する情報が2件寄せられた。

³ 北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）、東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）、東京電力株式会社、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）、四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）、中国電力株式会社及び九州電力

第3 シンポジウム等の位置付けと国の関与に対する考え方について

本報告書での調査対象に係る第一次公開ヒアリング（以下「公開ヒアリング」という。）・シンポジウム・説明会等は、いずれも地元住民との相互理解を深めるための広聴・広報活動の一環として行われたものであるところ、以下、その位置付けやその在り方等について考察する。

1 国が主催する原子力発電に関するシンポジウム等の位置付け

(1) 公開ヒアリング

本報告書の調査対象となった公開ヒアリングは、経済産業大臣訓令である「原子力発電所の立地に係る公開ヒアリングの実施に関する規程」に定められている。すなわち、原子力発電所の設置に当たっては、「地元住民の理解を深めるとともにその意見を聴くため、関係者の協力を得て、公開ヒアリングを開催」し、「広く地元住民から意見を聴くとともに原子力発電所を設置しようとする者の出席を求めて説明を行わせ」、その結果については、「関係行政機関に通知するとともに、当該原子力発電所についての安全審査等において参酌する」ものとされており、原則としてその実施が義務付けられているものである。また、経済産業大臣訓令である「重要電源開発地点の指定に関する規程」においては、経済産業大臣が原子力発電所の設置に必要な重要電源開発地点の指定を行うに当たっては、環境影響評価法に基づく手続を終了していることと並んで、公開ヒアリングを終了していることが必要とされている。

(2) シンポジウム、説明会等

本報告書の調査対象となった公開ヒアリング以外のシンポジウム、説明会等については、法令にその実施内容等に関する具体的な定めはない。

しかしながら、例えば、原子力基本法においては、その基本方針として、「原子力の研究、開発及び利用は」、「民主的な運用の下に」「これを行うもの」とされ、この基本方針に基づいて原子力委員会が定めた原子力政策大綱（平成17年）においては、広聴・広報の充実として「国及び事業者等は、原子力の研究、開発及び利用に関して国民や地域社会が知りたい情報は何か、『原子力をどう考えているのか、それはなぜなのか』を知るための広聴活動を国民、地域社会との相互理解を図る活動の出発点に位置付け、それにより得られた意見等を踏まえて、広報や対話の活動を進めていく」ことが重要と指摘されている。また、エネルギー政策基本法に基づいて策定された「エネルギー基本計画」（平成19年）において、国は「積極的な情報の公開・提供に努めるとともに、情報の一方通行ではなく国民の

問題意識を理解する観点から、立地地域の住民を始め広く国民の声に耳を傾け、きめ細かい広聴・広報活動の実施などを進め」、「国民の関心に真摯に耳を傾け」るべきであるとした上で、「立地地域の住民に対してはシンポジウム等の多数の住民を対象とした取組みや、座談会形式等のより少数の住民を対象としたきめ細かい取組みにより、地域住民の声を丁寧に聞き、かつ、説明するといった直接対話の取組強化を図るとともに、運転開始後においても迅速で分かりやすい情報の公開及び提供により、地域住民の安心の醸成に努める」ものとされている。したがって、本報告書の調査対象となったシンポジウム、説明会等は、上記公開ヒアリングとともに、「エネルギー基本計画」にも位置付けられている広聴・広報活動の中の一つであるといえる。

(3) 立地地域の地方自治体・電力会社とシンポジウム等の関係

国は、例えば、「エネルギー基本計画」（平成 22 年改訂）において、「地域の実情等に応じたきめ細かい広聴・広報などを通じて立地地域の住民や地方自治体との相互理解を促進する必要がある」とあり、その際、「国・地方自治体・事業者が適切な役割分担の下、相互に連携・協力することが重要である」とされており、国・立地地域の地元自治体・事業者たる電力会社は、国が行うシンポジウム等において、相互に連携・協力する関係にあるといえる。

また、事業者である電力会社は、原子炉設置変更に係る経済産業大臣の許可とは別に、地元自治体との間で、いわゆる安全協定を締結することがあり、これらの協定において、電力会社が原子炉施設の変更等について地元自治体の事前了解を得ること等を求められていることがある。

今回、当委員会が調査対象としたシンポジウム等は、こうした安全協定等に基づき、原子炉施設の変更等に事前了解等を与えるかどうか地元自治体が判断することを前提として、その判断の前に、地元自治体の要請を受けたこともあって、地元住民の理解を深めること等を目的として、国の主権により行われたもの（以下「シンポジウム等」という。）である。したがって、シンポジウム等は、地元自治体にとっては、電力会社に対して事前了解等を与えるか否かを判断するに当たっての重要な機会の一つとなり得るものであった。

2 原子力発電に関するシンポジウム等に係る国の関与に対する考え方について

(1) 前提

原子力発電は、その性質上、ひとたび深刻な事故が発生した場合には、国民に対して甚大な被害を与える危険性を伴うものであるから、特に、立地地域の地元住民や地元自治体との相互理解を、きめ細かい広聴・広報活動により促進することが求められているところ、原子力発電に関するシンポジウム等の広聴・広報活動は、この相互理解を実現するために重要な意味を有するものである。

シンポジウム等は行政運営の一つであるから、公正性と透明性を持って行われることが求められるところ、公正性とは、例えば、「恣意・独断を疑われるようなものではないこと」、「偏頗な情報ではなく、的確な情報に基づいたものであること」と解され⁴、透明性については、「その内容及び過程が国民にとって明らかであること」⁵とされている。とすれば、シンポジウム等に求められることは、地元住民の参加や発言の機会が、広く公平に確保され、何かを装ったり隠すなどにより事実が歪められていないことが必要であり、これにより、初めて、地元住民から率直な質問や意見が出されて、その回答等がなされることを通じて、相互の理解が深まることになるものといえよう。

そして、国主催のシンポジウム等の運営が、公正性・透明性を損なう（又はそのおそれがある）ものであるか否かは、個々のシンポジウム等の位置付け、国によるシンポジウム等の運営の具体的な態様等を考慮して、判断されることになる。

(2) 具体的考察

ア 国による周知・広報活動

シンポジウム等を実施するに当たって、国自らが地元住民等に対してその日時・場所・内容等を広く周知・広報することは、一般的には、地元住民らの理解に不当な影響を与えるおそれもなく、シンポジウム等の運営に関して公正性・透明性を損なうおそれも認められない。むしろ、シンポジウム等の目的からすれば、その目的を実現するうえで必要不可欠のものであるといえよう。

また、地元自治体に周知・広報活動についての協力を依頼することや、地元団体などを通じて広く周知を図ることも、基本的には国が行うべき広聴・広報活動に含まれよう。

イ 国の電力会社に対する働きかけについて

⁴ 塩野宏・行政法 I〔第 5 版〕（有斐閣、2009 年）

⁵ 行政手続法第一条参照。

これに対し、国が、シンポジウム等の実施に当たって、電力会社に対して、上記アに記載したようなシンポジウム等の周知・広報を要請する場合は格別、電力会社が影響力を行使しうる者（具体的には、電力会社の社員、関連企業等。以下「電力会社関係者」という。）に対してシンポジウム等への参加や発言を呼びかけるように働きかける行為は、事実上電力会社の立場を代弁する参加者や意見を増やすことにつながるおそれがあると考えられることから、国が公平であるべき主催者であることをも踏まえれば、広く一般への働きかけとは別に行われる場合は、電力会社が働きかけの内容を実行したか否かにかかわらず、シンポジウム等の運営の公正性・透明性を損なうおそれがあり、不適切なものとなる可能性が高い。

実際に、国が行った働きかけが不適切なものであるか否かについては、①働きかけの目的ないし意図、②働きかけの内容、③働きかけの程度等の態様等から具体的に判断することになる。

ウ 国の消極的な関与について

一般的に、電力会社が自社の目標を実現するために、その事業に対して理解を示す地元住民を増やすべく、その必要性、安全性等を説明するような広報・対話活動等を行うことは認められるところである。

しかしながら、原子力発電に関し、電力会社は、事業者として、国と並んで説明責任を負う側の立場にある⁶。また、電力会社は国に対する申請その他地元自治体による事前了解等の対象となる行為を自ら行う立場にもある。したがって、シンポジウム等に係る電力会社の活動についても、その内容を個々の考察する必要があるが、電力会社関係者に対し参加や発言を呼びかける場合であっても、その態様等によっては、広聴・広報活動として国と地元住民らとの相互理解を促進するために開催されるシンポジウム等の運営の公正性・透明性を損ない若しくは損なうおそれがあり、不適切なものとなる場合があると考えられる。例えば、原子力政策に慎重な立場の地元住民をシンポジウム等から排斥することを目的として参加呼びかけを行うものである場合や、会社の指示として内容を特定して原子力政策の推進に賛成する意見を発言させる場合などは、シンポジウム等の運営の公正性・透明性を損なう不適切な行為であることは、論を俟たない。

そして、原子力に関するシンポジウム等の運営に当たって、電力会社関係者に対する呼びかけ等の態様が、上述した事例のように、シンポジウム等の運営の公正性・透明性を損なう不適切なものであることを国が知った場合、適宜指導をするなどして、公正・透明なシンポジウム等が行われる

⁶ 原子力政策大綱（平成17年）参照。

よう努めることが求められよう。

第4 事実認定及び評価

ここでは、当委員会の調査対象のシンポジウム等のうち、シンポジウム等の公正性・透明性を損なうおそれのある国の関与が疑われる事実が具体的に確認された以下の事案について、その調査結果及びそれに対する評価を報告する。

- ①平成17年10月2日開催の玄海原子力発電所に係るプルサーマル⁷・シンポジウム（九州電力）
- ②平成18年6月4日開催の伊方原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム（四国電力）
- ③平成18年10月28日午前開催の女川原子力発電所に係る耐震安全性に関する住民説明会（於石巻市）、同日午後開催の同住民説明会（於女川町）、同月29日午後開催の同住民説明会（於石巻市）（東北電力）
- ④平成19年8月26日開催の浜岡原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム（中部電力）
- ⑤平成20年8月31日開催の泊原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム（北海道電力）
- ⑥平成22年5月18日開催の川内原子力発電所第一次公開ヒアリング（九州電力）
- ⑦平成23年6月26日実施の玄海原子力発電所に係る佐賀県民向け説明番組（九州電力）

1 玄海原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム

(1) シンポジウムの位置付け及び実施状況等

九州電力は、平成16年5月28日、玄海原子力発電所のプルサーマル計画の実施のため、経済産業大臣に対して原子炉設置変更許可を申請し、平成17年9月7日、その許可を得た。

エネ庁及び保安院は、地元自治体からの要望もあり、上記変更許可後の平成17年10月2日、プルサーマルの必要性と安全性について地域住民の理解を深めるため、エネ庁及び保安院主催のシンポジウム（以下「玄海シンポジウム」という。）を開催した。

その後、平成18年3月26日、佐賀県及び玄海町から、九州電力が原子炉設置変更を実施するために必要とされていた事前了解が得られた。

かかるシンポジウムの開催は、地元自治体の事前了解を得るために法律上必要とされる手続ではなかったが、関係者の間では、電力会社が原子炉

⁷ プルサーマルとは、原子力発電で使用した後の核燃料（使用済燃料）から取り出したプルトニウムを、ウランと混合してMOX燃料（混合酸化物燃料）に加工し、軽水炉（原子力発電所）で利用することをいう。

設置変更を行う上で、シンポジウムの成功は、重要なプロセスの一つであるものと認識されていた。

(2) 保安院職員による働きかけ等

九州電力の玄海シンポジウム担当者は、玄海シンポジウムの開催に向けて、保安院を訪問し、保安院原子力安全広報課 A 課長らとの間で、玄海シンポジウムに関する打ち合わせを行った⁸。その際、A 課長は、上記担当者に対し、シンポジウム会場に空席が目立つようなことがなく、また、質疑応答時等に反対派ばかりが発言するようなことがないようにするため、「九州電力の関係者もどんどん参加して、意見を言いなさい。」などと言い、九州電力において、地域住民として参加資格のある九州電力関係者を動員し、九州電力関係者がシンポジウムへ参加して積極的に賛成意見を述べることを要請するよう求めた。

なお、以上の発言・要請に加えて、上記打ち合わせ後に九州電力担当者が作成したメモに「九電関係者の動員、さくら質問等、**取り注**でお願いする。」と記載されていることにかんがみると、九州電力担当者によってそのように受け取られる内容の発言・要請が A 課長からなされたことも認められる。

九州電力は、当初から自らも参加等の呼びかけをすることを予定していたこともあり、九州電力社員や関係企業社員に対し、玄海シンポジウムへの参加や発言の呼びかけを実施している⁹。

(3) 国の関与についての評価

上記(2)で認定した保安院職員の九州電力担当者に対する参加及び発言の要請については、

- ① プルサーマル計画を推進する立場にある電力会社に対し、事実上、その立場を代弁する参加者や意見を増やすことにつながるおそれがある要請を行う行為は、不公正かつ偏頗なものであったこと
- ② 「どんどん参加して、意見を言いなさい。」との表現は、電力会社による大規模な参加及び発言の呼びかけにつながり、一般住民の参加及び発言を妨げるおそれがあり、その結果として、シンポジウム会場の雰囲気や参加者のアンケート調査結果等を作為する可能性のあるものであったことなどから、玄海シンポジウムの公正性・透明性を損なうおそれのある不適

⁸ 電力会社の如何を問わず、以上のように電力会社側が規制機関である保安院に赴き、保安院から指示・指導を受けることは普通に行われていた。

⁹ 参加者総数は 626 名であるが、九州電力社員等 96 名が玄海シンポジウムへ参加した。

切なものであったと認められる。

2 伊方原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム

(1) シンポジウムの位置付け及び実施状況等

四国電力は、平成 16 年 11 月 1 日、伊方原子力発電所のプルサーマル計画の実施のため、経済産業大臣に対して原子炉設置変更許可を申請し、平成 18 年 3 月 28 日、その許可を得た。

エネ庁及び保安院は、地元自治体からの要望もあり、上記変更許可後の同年 6 月 4 日、プルサーマルの必要性和安全性について地域住民の理解を深めるため、エネ庁及び保安院主催のシンポジウム（以下「伊方シンポジウム」という。）を開催した。

その後、同年 10 月 13 日、愛媛県及び伊方町から、四国電力が原子炉設置変更を実施するために必要とされていた事前了解が得られた。

かかるシンポジウムの開催は、地元自治体の事前了解を得るために法律上必要とされる手続ではなかったが、関係者の間では、電力会社が原子炉設置変更を行う上で、シンポジウムの成功は、重要なプロセスの一つであるものと認識されていた。

(2) 保安院職員による働きかけ等

四国電力の伊方シンポジウム担当者は、伊方シンポジウムの開催に向けて、保安院を訪問し、保安院原子力安全広報課 A 課長らとの間で、伊方シンポジウムに関する打ち合わせを行った。その際、A 課長は、上記担当者に対し、シンポジウム会場に空席が目立つようなことがなく、また、質疑応答時等に反対派ばかりが発言するようなことがないようにするため、「四国電力の関係者もどんどん参加して、意見を言いなさい。」などと言い、四国電力において、地域住民として参加資格のある四国電力関係者を動員することを求め、四国電力関係者がシンポジウムへ参加して積極的に賛成意見を述べることを要請するよう求めた。

また、A 課長は、特定の内容の意見を表明することまでは示唆しなかったものの、「書面を読み上げてもいいし、発言要領を用意してもいい。」などと言い、四国電力が発言要領を作成して関係者に発言させることを慫慂する発言を行った。

なお、以上の発言・要請に加えて、上記打ち合わせ後に四国電力担当者が作成したメモに、保安院側から「シンポジウムのキーは『動員を確保すること』『会場での賛成派がうまく発言すること』『反対派の怒号をどう抑えるのか』である。」という発言があった旨記載されていることにかんがみ

ると、四国電力担当者によってそのように受け取られる内容の発言・要請がA課長からなされたことも認められる。

四国電力は、当初から自らも参加等の呼びかけをすることを予定していたこともあり、四国電力社員、関係企業社員あるいは各種の地域団体に属する者に対し、伊方シンポジウムへの参加や発言の呼びかけを実施し、事前に質問・意見の参考例をまとめたメモを配布している¹⁰¹¹。

(3) 国の関与についての評価

上記(2)で認定した保安院職員の四国電力担当者に対する参加及び発言の要請については、基本的に玄海シンポジウムと同様の問題点(1(3)①及び②参照)があることに加え、

「書面を読み上げてもいいし、発言要領を用意してもいい。」との働きかけは、あたかも自発的な賛成意見として表明するかのように装わせることにつながるおそれがあること
などから、伊方シンポジウムの公正性・透明性を損なうおそれのある不適切なものであったと認められる。

3 女川原子力発電所の耐震安全性に関する住民説明会

(1) 説明会の位置付け及び実施状況等

平成17年8月16日に宮城県沖で発生した地震により、東北電力女川原子力発電所の原子炉全3基が自動停止した。安全上問題となる損傷は認められなかったものの、地震動が、基準を一部上回ることが判明した(保安院は、東北電力に耐震安全性に係る報告を求めたが、妥当であるとして、運転再開を認めた。)。また、翌平成18年5月から8月にかけて、配管等に関する品質保証体制に係る問題も発覚した(東北電力は、品質保証体制の総点検を行い、保安院は、その結果を概ね妥当とした。)

こうした一連の問題に関し、保安院は、地元自治体からの要望もあり、同年10月28日午前石巻市で、同日午後女川町で、同月29日午後石巻市で合計3回にわたり、宮城県、女川町及び石巻市と共催で、耐震安全性等に関する住民説明会(以下「女川耐震説明会」という。)を開催した。

女川耐震説明会は、プルサーマル計画に係るシンポジウムと同様、地元自治体の事前了解を得るために法律上必要とされる手続ではなかったが、

¹⁰ 四国電力がメモを配布した人数は29名であった。

¹¹ 参加者総数は587名であったが、実際に参加した四国電力社員等の人数は不明である。シンポジウムにおいて、15名が指名されて発言をしているが、うち10名は、四国電力が発言を依頼した者であった。

停止中の原子力発電の再開につき、地元自治体の理解を得る上で、重要なプロセスの一つであるものと認識されていた。

(2) 保安院職員による働きかけ等

東北電力の女川耐震説明会担当者は、女川耐震説明会(3回)の開催に向けて、保安院を訪問し、保安院原子力安全広報課 A 課長らとの間で、同説明会に関する打ち合わせを行った。その際、A 課長は、東北電力担当者に対し、「東北電力の関係者もどんどん参加して、意見を言いなさい。」などと言い、東北電力において、地域住民として参加資格のある東北電力関係者を動員し、東北電力関係者が説明会へ参加して積極的に賛成意見を述べることを要請するよう求めた。

また、女川耐震説明会では、当日、各会場(3会場)のフロアを複数のブロックに分け、各ブロックの参加者から平等に質問・意見を受け付けることを予定されていたところ、A 課長は、各ブロックから満遍なく賛成意見が出るようにするため、東北電力担当者に対し、各ブロックごとに東北電力関係者を一定数配置するよう求めることなどもした。

東北電力は、当初から自らも参加等の呼びかけをすることを予定していたこともあり、東北電力関係企業社員あるいは各種の地域団体に属する者に対し、女川耐震説明会への参加や発言の呼びかけを実施した¹²。

(3) 国の関与についての評価

上記(2)で認定した保安院職員の東北電力担当者に対する参加及び発言の要請については、基本的に玄海シンポジウムと同様の問題点(1(3)①及び②参照)があることに加え、

各ブロックに東北電力関係者を一定数配置するよう求めたことは、国の説明を肯定的に理解する者が一定の割合で存在するかのようにならざることを目的としたものであること
などから、女川耐震説明会の公正性・透明性を損なうおそれのある不適切なものであったと認められる。

4 浜岡原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム

(1) シンポジウムの位置付け及び実施状況等

中部電力は、平成 18 年 3 月 3 日、浜岡原子力発電所のプルサーマル計画

¹² 各会場の定員が各 200 名のところ、各 100 名を目標として参加を依頼する旨の記載や各会場に賛成意見を述べる者 20 名程度を要請する旨の東北電力の内部メモがあるが、参加した社員の数等は不明である。

の実施のため、経済産業大臣に対して原子炉設置変更許可を申請し、これに対し、平成 19 年 7 月 4 日、その許可を得た。

エネ庁及び保安院は、地元自治体からの要望もあり、上記変更許可後の同年 8 月 26 日、プルサーマルの必要性和安全性について地域住民の理解を深めるため、エネ庁及び保安院主催のシンポジウム（以下「浜岡シンポジウム」という。）を開催した。

その後、平成 20 年 2 月 21 日に浜岡原発安全対策協議会が開催され、地元 4 市（御前崎市、掛川市、菊川市及び牧之原市）がプルサーマルの受け入れについて同意し、同月 29 日、静岡県知事が中部電力にプルサーマル設置の了承を通知した。

かかるシンポジウムの開催は、地元自治体の事前了解を得るために法律上必要とされる手続ではなかったが、関係者の間では、電力会社が原子炉設置変更を行う上で、シンポジウムの成功は、重要なプロセスの一つであるものと認識されていた。

(2) 保安院職員による働きかけ等

中部電力の浜岡シンポジウム担当者は、浜岡シンポジウムの開催に向けて、保安院を訪問し、保安院原子力安全広報課職員との間で、浜岡シンポジウムに関する打合せを行った。その際、上記職員は、中部電力担当者に対し、シンポジウム会場の空席が目立たないように参加者を集めること、及び反対派の質問のみとなることを避けるため、中部電力において質問文案を作成・配布して参加者に質問するよう依頼することを求めた。

中部電力は、当初から自らも参加の呼びかけをすることを予定していたこともあり、社員や同社浜岡原子力総合事務所に係る工事等の受注者及びその請負会社等に対し、浜岡シンポジウムへの参加の呼びかけを実施している¹³。また、上記職員は、中部電力に対して、中部電力社員の参加登録者数を調査・報告するよう要請し、その報告を受けた。

他方、質問文案の作成に関する求めについては、中部電力では文案の作成に着手したものの、社内において、「やらせは絶対にだめ。」との意見が出されたため、保安院の上記要請には応じないことになった。しかし、国からの要請であったこともあり、中部電力は、日頃より付き合いのある 10 名程度の地元住民に対し、正直な思いをシンポジウム当日に発言してほしい旨要請した。

平成 19 年 8 月中旬ころ、中部電力の上記担当者が、保安院原子力安全広

¹³ 参加者総数は 524 名であり、中部電力社員約 190 名及び関係企業社員等約 50 名の参加登録がなされたが、実際に参加した人数は不明である。

報課を訪問し、同課の上記職員に対し、コンプライアンスの観点から質問文案を作成して質問することを依頼することはできないものの、上記のように地元住民に発言を要請している旨報告した。これに対し、上記職員は、中部電力の対応に不満を示したものの、上記求めを重ねて行うことはしなかった。

(3) 国の関与についての評価

上記(2)で認定した保安院職員の中部電力担当者に対する参加及び発言の要請については、基本的に玄海シンポジウム及び伊方シンポジウムと同様の問題点（1(3)①及び②並びに 2(3)参照）があることなどから、浜岡シンポジウムの公正性・透明性を損なうおそれのある不適切なものであったと認められる。

5 泊原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム

(1) シンポジウムの位置付け及び実施状況等

北海道電力は、平成20年4月18日、泊原子力発電所のプルサーマル計画の実施のため、北海道及び地元4町村（泊村、共和町、岩内町及び神恵内村。以下同じ。）に対して、事前協議を申し入れた。

エネ庁は、地元自治体からの要望もあり、同年8月31日、プルサーマルの必要性和安全性について地域住民の理解を深めるため、エネ庁主催のシンポジウム（以下「泊シンポジウム」という。）を開催した。

その後、平成21年3月5日に北海道及び地元4町村から、北海道電力が原子炉設置変更許可申請を行うために必要とされていた事前了解が得られたため、同月9日、北海道電力は、経済産業大臣に対して原子炉設置変更許可を申請し、平成22年11月26日、その許可が得られた。

かかるシンポジウムの開催は、地元自治体の事前了解を得るために法律上必要とされる手続ではなかったが、関係者の間では、電力会社が原子炉設置変更を行う上で、シンポジウムの成功は、重要なプロセスの一つであるものと認識されていた。

(2) エネ庁職員による働きかけ等

泊シンポジウムの開催に向けて、北海道電力の泊シンポジウム担当者が、エネ庁を訪問し、エネ庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力発電立地対策・広報室（以下「エネ庁立対室」という。）のB室長らと打合せを行った。その際、エネ庁側より、上記担当者に対し、「推進の側で発言いただくことも準備をお願いしたい。」旨、泊シンポジウムにお

いて、推進側の立場に立った質問を出させることを要請した。さらに、後日、エネ庁立対室職員は、北海道電力担当者に対し、上記要請への対応状況について報告を求め、これを受け、上記担当者は、同室職員に対し、原子力発電を推進する各種団体などの所属者を中心に12名を人選した上、それらの12名に対して北海道電力が作成した質問をするよう現地と調整している旨の報告文書を北海道電力作成の質問集とともに交付した。また、その文書を受領した同室職員は、それをコピーして、B室長に渡した。

北海道電力は、特定の質問をするよう要請を行った事実までは認められないものの、日ごろ当該報告に係る質問と同趣旨の意見を述べている地元4町村の住民に対して、国に直接質問できる良い機会であるとして、シンポジウムにおいて質問するよう要請した。

また、北海道電力は、社員に対し、泊シンポジウムへの参加の呼びかけを実施している。これについては、特にエネ庁立対室職員から北海道電力に対する働きかけがなされた事実は認められなかった¹⁴。

(3) 国の関与についての評価

上記(2)で認定したエネ庁立対室職員の北海道電力担当者に対する発言の要請については、基本的に玄海シンポジウム及び伊方シンポジウムと同様の問題点（1(3)①及び②並びに2(3)参照）があることなどから、泊シンポジウムの公正性・透明性を損なうおそれのある不適切な行為であったと認められる。

6 川内原子力発電所に係る第一次公開ヒアリング

(1) 公開ヒアリングの位置付け及び実施状況等

九州電力は、川内原子力発電所の原子炉3号機の設置（増設）に向けて、平成22年3月までに、必要とされる環境影響評価法に基づく手続（いわゆる環境影響評価）を終えた。

これを受けて、エネ庁は、同年5月18日、川内原子力発電所第一次公開ヒアリング（以下「川内公ヒア」という。）を開催した。

その後、同年12月、経済産業大臣は、重要電源開発地点の指定を行い、平成23年1月、九州電力は、川内原子力発電所3号機の設置のため、経済産業大臣に対して原子炉設置変更許可を申請した。

(2) 国の関与の有無等

¹⁴ 泊村会場の参加者数は325名、札幌会場の参加者は26名であったが、実際に参加した北海道電力社員等の人数は不明である。

川内公ヒアの開催に当たって、九州電力は地元住民等に対して意見陳述人及び一般傍聴人としての応募を呼びかける等の行為（以下 6(2)及び(3)において「本件呼びかけ等」という。）を行っているが、それに先立って、国が九州電力に対して、本件呼びかけ等を行うよう指示、要請その他の働きかけを行った事実は認められなかった。

すなわち、公開ヒアリングの会場が決定される前の平成 21 年 12 月ころ、九州電力の川内公ヒア担当者は、エネ庁立対室を訪問し、同室 C 室長らとの間で、川内公ヒアに関する打ち合わせを行った。その際、事前に公開ヒアリングの会場の候補となりうる場所について情報提供を依頼されていた上記担当者が、持参した鹿児島県薩摩川内市所在の川内文化ホール（この会場が川内公ヒアの会場として使用された。）のパンフレットを見せて、薩摩川内市としてはこの場所で開催して欲しいとの強い意向を有していると考えられる旨の見解を述べたところ、C 室長は、「収容人員が多いなあ。できるだけ埋まった方がいいんだけどなあ。」という発言をした。

C 室長によるこの発言は、公開ヒアリングの会場に関する話題が出た際にそれに関連してなされたものである上、その内容も、九州電力担当者の上記の見解を受けて、川内文化ホールの収容人員が過去に開催された公開ヒアリングの会場のそれを大きく上回るものであったことから、公開ヒアリングの会場の決定に当たって一般的に考慮すべき要素の一つとしてその収容人員に言及したものにすぎない。また、発言を聞いた上記担当者が、その発言を気に止めたとも認められない。これらの事実にかんがみれば、この発言をもって、国が九州電力に対して本件呼びかけ等を指示ないし要請したものと認められない。

他方、川内公ヒアの開催に先立って、九州電力担当者は、エネ庁立対室職員に対し、九州電力が地元住民等に対して意見陳述人及び一般傍聴人としての応募の呼びかけ等を行うことを予定しあるいは現に行っている旨を伝えていた。これに対し、同室職員は、意見陳述人の選定（指定）に当たって九州電力が応募を要請した人であるかどうかは考慮しない旨を明確に述べたが、九州電力が上記のような呼びかけ等を行うことそれ自体については、特に対応しなかった。

なお、川内公ヒアにおいては、31 名の応募者の中から、応募者の住所、年齢、男女構成比、陳述を希望する意見の内容（具体的には、意見陳述希望項目の全てがカバーされること、できるだけ多くの意見が陳述されるようにすること）に基づいて、20 名が意見陳述人に選定（指定）された。また、1,095 名の応募者の中から、応募者の住所を考慮した上で抽選の方法で、935 名が一般傍聴人に選定（指定）された。これらの選定（指定）は、いず

れも、「原子力発電所の立地に係る公開ヒアリングにおける意見陳述人及び傍聴人指定要領」（平成 12 年 10 月 12 日改訂）に準拠した方法で、公正に行われたと認められる。

(3) 国の関与についての評価

上記(2)で認定したとおり、本件呼びかけ等は九州電力が主体となって行ったものである。

意見陳述人及び一般傍聴人の選定（指定）はいずれも公正に行われた上、エネ庁立対室職員が伝えられた内容は、公開ヒアリングの運営の公正性・透明性を損なうものとして指導等を行わなければならないものとはいえず、不適切な行為があったということとはできない。

7 玄海原子力発電所に係る佐賀県民向け説明番組

(1) 説明番組の位置付け及び実施状況等

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所での事故を受けて、国が各電力会社に対して指示した緊急安全対策の実施状況の確認結果等について玄海原子力発電所が設置されている佐賀県県民に対して説明するとともに、その質問・意見等に答えるため、エネ庁は、同年 6 月 26 日午前 10 時から午前 11 時 30 分まで、地元のケーブルテレビ局等の協力を得て、佐賀県民を対象とする「玄海原子力発電所緊急安全対策 県民説明番組」（以下「玄海説明番組」という。）を制作・放送した。

玄海説明番組の制作・放送は、九州電力が玄海原子力発電所の運転を再開するために法律上必要とされている手続ではなかったが、佐賀県の要請を受けたこともあって、エネ庁が、広く佐賀県民に対してわかりやすい説明を行うことを目的として、その制作・放送を決定した。

(2) 国の関与の有無等

エネ庁は、玄海説明番組を放送することについて、平成 23 年 6 月 23 日午後にプレスリリースを公表する予定でいたところ、同日午前 10 時ころ、九州電力（東京支社）の担当者（2 名）が、地元に関する情報を提供するためにエネ庁立対室を訪問した際、同室 C 室長は、上記担当者に対し、同日午後に予定されていたプレスリリースの内容を踏まえて、短時間、立ち話で、同月 26 日に放送が予定されている玄海説明番組では意見や質問をメールやファックスで受け付けることにしていること、意見や質問の受付は放送日の前日から行うことなど、玄海説明番組の内容の概要を説明した。こ

れを聞いた上記担当者は、C室長による一連の説明について、発電再開に向けた意見等を出して欲しいという趣旨のものであると受け取った。

そもそも、上記のやりとりの際、C室長が発電再開に向けた意見等を出して欲しい旨の発言をした事実は認められない上、C室長と九州電力担当者の間のやりとりの状況、C室長の説明を聞いた直後に上記担当者間でその趣旨を推測し確認し合っていたこと、その後の上記担当者の対応の状況等にかんがみれば、C室長による一連の説明は、発電再開に向けたものであるか否かを問わず九州電力の電力会社関係者に何らかの意見等を出して欲しいとの意図に出たものとまでは認められないから、上記のやりとりをもって、国が九州電力に対して、その電力会社関係者に対して玄海説明番組の放送の際に意見投稿を依頼するよう指示、要請その他の働きかけを行ったものとは認められない。

また、九州電力は、上記のやりとりがあった日の前日（同月 22 日）に、電力会社関係者に対して玄海説明番組の放送の際に原子力発電所の発電再開に賛成する意見投稿を要請する内容のメールを送付していたが、国が九州電力に対して上記の行為を行うよう指示や要請した事実は認められないほか、上記の九州電力担当者は、上記のやりとりの際、その事実を C 室長に伝えておらず、C室長もその事実を知らなかったのであるから、国が、九州電力による上記の行為を容認ないし黙認していたとも認められない。

第5 原因分析及び再発防止策

1 原因分析

原子力発電に係るシンポジウム等において、上記のような国の電力会社に対する不適切な関与が行われた原因については、個々の事案ごとに、関与した職員の所属や職位、シンポジウム等の位置付けや開催までの経緯などの相違点が存在するものの、以下のような原因が考えられる。

(1) シンポジウム等の目的に対する不十分な認識

シンポジウム等は、地元住民の理解を深め、民主的な参加手続として広く住民の意思を聞くために実施されるものであり、そのためには、できるだけ多くの地元住民の参加を求め、その理解を増進することが本来の目的であったのに、それが地元自治体の首長の同意を得るためのプロセスの一つとして行われていたこともあって、エネ庁及び保安院の関係職員は、「会場に空席が目立たないようにすること」「シンポジウム等を（混乱なく）成功裡に終わらせること」などのいわばシンポジウム等の外観を本来の目的よりも重視する弊に陥っていたように思われる。

また、シンポジウム等の実施等に関わる関係者の意識の中には、原子力政策に慎重な立場の人々が多数参加し積極的に発言するのに対し、多くの地元住民は必ずしも積極的に参加せず、また、多数の聴衆の前で自ら積極的に挙手して発言することを躊躇するのではないか、このため、質問・意見が偏り、かえって参加者である地元住民の理解が進まないのではないか、といった懸念があったとの指摘がなされている。しかしながら、仮にそうした懸念があったとしても、国や電力会社による参加や意見表明の要請が、公正性や透明性を阻害するような形で行われることになったことを正当化できるものではない。むしろ、公正性や透明性が確保されたシンポジウム等のあり方を追求することを怠ったことが、こうした安易な行為を招いたものと考えられる。

さらに、シンポジウム等の運営において、原子力発電の推進組織と規制組織が混在する形となったことから、推進組織とは一線を画して安全性の説明に責任を負うという本来あるべき保安院職員の行動を歪めさせた可能性がある。

(2) シンポジウム等の運営に係る行為の規範等の不明確性

第3で述べたとおり、国が電力会社に対して、電力会社関係者に対するシンポジウム等への参加の呼びかけ等を働きかける場合は、公正性や透明性を損なうおそれがあり、不適切なものとなる可能性が高いが、公正性や透明性を確保するための規範がエネ庁及び保安院の関係者の間で明確になっておら

ず、それがシンポジウム等でエネ庁及び保安院の関係職員により多くの不公正、不透明な行為が行われる原因となった。

また、電力会社が専ら自己の意思で行う参加や発言の呼びかけがシンポジウム等の公正性や透明性を損なうものである場合の対応についても、関係者の間で明確になっていなかった。

このような規範や考え方が明確になっていなかったことが、国の不適切な行為を防止できなかった一因であると考えられる。

(3) 組織としてのガバナンスの機能不全

当委員会は、第4で述べたとおり、平成17年から同21年までの間、玄海、伊方、浜岡、泊の4か所でプルサーマル・シンポジウム、女川では耐震説明会が開催され、そのいずれでも保安院又はエネ庁から電力会社への不適切な働きかけが繰り返されていたことを認定した。

また、これらの不適切な働きかけについて、エネ庁及び保安院の幹部職員の具体的指示等の関与は認められなかったが、幹部を含む多くの職員らに対するヒアリングの結果、幹部職員が自らの組織での不適切な行為を把握せず、結果として何ら具体的な改善策が講じられなかったことや、シンポジウム等の運営に係る国の行為についての規範や考え方が明確でないまま放置されてきたことが明らかになった。このような組織としてのガバナンスの機能不全が、今回の原子力行政に対する国民の深刻な不信を招く結果につながったと思われる。

(4) 電力会社とエネ庁及び保安院との意識・相互依存関係

エネ庁及び保安院は、電気事業法や核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律により電力会社に対する規制を行っており、電力会社と一線を画すべき立場にある。にもかかわらず、国が優越的地位に立つことを背景として、国の職員の間には、電力会社は国の依頼にすぐ対応してくれるという意識があったのではないかと推察される。一方、電力会社も、自らの事業を推進する立場から、国の要請がなくとも参加や発言の要請を行う意思があり、時として必要以上に国の意向を忖度しようとする事例も見受けられた。このような電力会社とエネ庁及び保安院との間に相互にもたれ合う関係があったことが、今回の国による電力会社に対する不適切な行為の大きな一因となっているのではないかと考えられる。

2 再発防止策

上記のように多数かつ複合的な原因が存在すること、特に長年にわたって組

織に染みついた問題のある（負の）風土・文化を是正することは容易ではないが、今般の地に落ちた原子力行政への信頼回復に資するべく、次のような再発防止策を検討すべきである。

(1) 組織による決意表明と職員への周知徹底

まず、組織として同様の誤りを絶対に繰り返さないことの決意を表明し、職員にその旨の周知・徹底を図ることにより、職員一同、原子力行政の信頼回復に向けて一丸となって取り組むことが必要である。

(2) シンポジウム等の目的の共有

エネ庁及び保安院がシンポジウム等の本来の目的を見失うことのないよう、地元住民の理解を深めるという本来の目的を再確認し、職員に周知徹底を図ることが必要である。また、シンポジウム等の開催に当たり、国が周知・広報を行う際にも、シンポジウム等の目的を明確にし、地元住民や地元自治体、電力会社、マスコミ等の関係者との間で共有を図ることが必要である。

(3) 地元住民の理解を深めるための仕組みの検討

難解な原子力発電の仕組みや安全性について、どのような場を設定すれば、地元住民が本当の意味で理解を深めることができるのか、今後、広聴・広報活動に関する外部の有識者の知見も活かしつつ検討していくことが必要と考えられる。

具体的には、地元住民の疑問には徹底的に、かつ、誠心誠意回答していくことを旨として、地元住民が率直な質問・意見を出しやすい環境をつくるための方策として、例えば、事前に質問を受け付けて紹介し説明するといった方法や、アンケートの取得・評価方法の見直しも含め、個々のシンポジウム等の目的や背景などに応じて、様々な方法を検討することなどが考えられる。また、地元住民が必ずしも国が定めた日時・場所で開催されるシンポジウム等に参加できるとは限らないのであるから、日頃からの理解活動を強化するなどの工夫についても検討することが考えられる。

(4) シンポジウム等の運営に係る規範の策定

シンポジウム等の運営に関して、国が行う参加の呼びかけ等が公正性や透明性を損なうような方法で行われることのないよう、エネ庁及び保安院が、第3で示した国の関与に対する考え方を踏まえ、例えば、国としてすべきでないことを明らかにするなど、参加呼びかけ等に関しての規範を策定し、エネ庁及び保安院の職員や電力会社等の関係者に周知徹底することが必要であ

る。そして、具体的なシンポジウム等の運営規範を確立し、それを代々引き継ぐことによって、公正性及び透明性の確保されたシンポジウム等の運営を継続的に行っていくことが求められる。

なお、第3の2(2)ウで示したとおり、電力会社が自らの意思で行う参加や発言の呼びかけについても、その態様等によっては、シンポジウム等の運営の公正性・透明性を損ない若しくは損なうおそれがあり、不適切なものとなる場合があることから、電力会社においては、そのようなことがないよう、十分配慮し、対応していくことが望まれる。

(5) 職員研修の実施などによる規範の周知徹底

エネ庁及び保安院の職員においては、公務員としての職責・役割や民間企業との関係のあり方に加えて、特に原子力発電に係るシンポジウム等の運営に当たっては公正性及び透明性の確保が強く求められていることを深く自覚するとともに、常に自らの行動を律することが必要である。このため、職員研修などを実施することにより、こうした行政の運営に当たっての基本的な姿勢を改めて徹底するとともに、上記規範についての周知徹底を図るべきである。

(6) 組織における再発防止のためのガバナンスの強化

今回明らかになった不適切な行為を踏まえて、幹部職員が率先して、公正・透明な国民参加型のシンポジウム等を実現するという強い責任感の基に、以下のような取組みにより、再発防止のための実効性あるガバナンスの体制を整備すべきである。

具体的には、(4)で述べた規範の策定とその周知徹底に加えて、関係幹部も参加して、シンポジウム等をはじめとした原子力発電に関する広聴・広報施策の実施状況について、公正性及び透明性の観点から検証し、必要な見直しを行うこととすべきである。

また、幹部職員と職員が日々の業務についてコミュニケーションを図る機会を確保することも重要である。

第6 まとめ

当委員会は、エネルギー行政や原子力行政に対する国民の信頼が失墜してしまっただけの現状の中で、一日も早く、これまでの「膿を出し切る」ことが現状を打開するための第一歩であるとの認識の下、2 か月間にわたり、全力で問題となる事実の調査・解明に力を注ぐとともに、明らかになった問題事例に即して原子力発電に関するシンポジウム等の行政運営に当たっての基本的なあり方を考究した。

そこで明らかになったことは、地元住民や国民の理解なくしては進めることのできない原子力行政において、最も大切にすべき、民主的な運営の基礎となる地元住民・市民に対する広聴・広報活動の重要性、その活動における公正性・透明性の不可欠性に対する認識がエネ庁及び保安院の上層部も含めて極めて希薄であり、担当者のみならず組織としてその問題点を認識することすらできずに放置してきた実態である。早急に、組織の意識・風土の改善を含めた改革が断行されるべきである。もっとも、法曹界出身者のみによる当委員会としては、改善方策について総括的な指摘にとどめた部分もあるので、今後、各専門分野の知見を十分に活用しながら、政策やその実行体制の立て直しに当たられることが必要と考える。

今ほど、エネルギー行政、原子力行政にとって、地元住民や国民の理解を求めるための広聴・広報の重要性が高まっているときはないが、国民の不信感を払拭し、信頼を回復することは、並大抵の努力ではできない。なによりも大切なことは、経済産業省の職員一人一人の奮起、職務に取り組む真摯な姿勢、そしてその行動である。経済産業省の職員一同に課された責務は極めて重い。この困難な責務から逃れることなく、この難局を、国家国民のために乗り越えていくことを切に願っている。

当委員会のこの取組みが、そのための一助になれば、幸いである。

以上

原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会・委員名簿

委員

- | | |
|---------|-----------------|
| ◎ 大泉 隆史 | 弘中総合法律事務所 弁護士 |
| 鈴木 敏彦 | 明治学院大学法科大学院 教授 |
| 廣瀬 健二 | 立教大学大学院法務研究科 教授 |
| 丸島 俊介 | 丸島俊介法律事務所 弁護士 |

◎：委員長

作業チーム委員

- | | |
|---------|-------------------|
| 宇田川 寛史 | 宇田川法律事務所 弁護士 |
| 埜 尚義 | 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 |
| 宗像 雄 | 関谷法律事務所 弁護士 |
| 森 大樹 | 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 |
| 矢田部 菜穂子 | アップル法律事務所 弁護士 |

(敬称略、五十音順)

国が主催した原子力発電に係るシンポジウム等（※）

別紙2

（※）原則、過去5年間に、各電力会社が計画する原子力発電所の建設等について、地元の首長が意思決定を行うために開催された、国主催のシンポジウム等

関係電力会社	事業名称及び実施年度	実施状況	件数
北海道電力	ブルサーマル・シンポジウム（泊原子力発電所） 【平成20年度(2008年度)】	8/31 北海道泊村	1
東北電力	女川原子力発電所の耐震安全性に関する住民説明会 【平成18年度(2006年度)】	10/28 宮城県石巻市 10/28 宮城県女川町 10/29 宮城県石巻市	4
	ブルサーマルの必要性、安全性及び耐震バックチェックの地元説明会（女川原子力発電所） 【平成21年度(2009年度)】	1/31 宮城県女川町	
東京電力	中越沖地震に係る柏崎刈羽原発住民説明会 【平成19年度(2007年度)】	1/12 新潟県柏崎市 3/1 新潟県刈羽村	27
	中越沖地震に係る柏崎刈羽原発住民説明会 【平成20年度(2008年度)】	4/19 新潟県長岡市 5/24 新潟県新潟市 6/28 新潟県刈羽村 7/30 新潟県柏崎市 9/27 新潟県柏崎市 11/7 新潟県刈羽村 12/7 新潟県柏崎市 1/31 新潟県柏崎市 2/17 新潟県柏崎市	
	柏崎市との共催による住民説明会 【平成20年度(2008年度)】	3/7～3/10に6回 新潟県柏崎市	
	中越沖地震に係る柏崎刈羽原発住民説明会 【平成21年度(2009年度)】	5/24 新潟県刈羽村 6/11 新潟県柏崎市 7/4 新潟県柏崎市 10/21 新潟県柏崎市	
	柏崎市との共催による住民説明会 【平成21年度(2009年度)】	7/20・7/23に3回 新潟県柏崎市	
	中越沖地震に係る柏崎刈羽原発住民説明会 【平成22年度(2010年度)】	4/21 新潟県刈羽村 8/31 新潟県柏崎市	
	柏崎市との共催による住民説明会 【平成22年度(2010年度)】	5/10 新潟県柏崎市	
中部電力	ブルサーマル・シンポジウム（浜岡原子力発電所） 【平成19年度(2007年度)】	8/26 静岡県御前崎市	1
四国電力	ブルサーマル・シンポジウム（伊方原子力発電所） 【平成18年度(2006年度)】	6/4 愛媛県伊方町	1
中国電力	島根原子力発電所2号機でのブルサーマル計画及び耐震安全性に関する住民説明会 【平成20年度(2008年度)】	1/17 島根県松江市	4
	島根原子力発電所の保守管理の不備等に係る住民説明会 【平成22年度(2010年度)】	9/25・9/26に3回 島根県松江市	
九州電力	ブルサーマル・シンポジウム（玄海原子力発電所） 【平成17年度(2005年度)】	10/2 佐賀県玄海町	3
	第一次公開ヒアリング（川内原子力発電所） 【平成22年度(2010年度)】	5/18 鹿児島県薩摩川内市	
	玄海原子力発電所緊急安全対策県民説明番組 【平成23年度(2011年度)】	6/26 佐賀県唐津市、玄海町にて放映	
	合計件数	41件	

原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会・開催状況

- 第1回 平成23年8月 9日 (火)
- 第2回 平成23年8月23日 (火)
- 第3回 平成23年8月28日 (日)
- 第4回 平成23年9月 4日 (日)
- 第5回 平成23年9月10日 (土)
- 第6回 平成23年9月16日 (金)
- 第7回 平成23年9月24日 (土)
- 第8回 平成23年9月26日 (月)
- 第9回 平成23年9月28日 (水)
- 第10回 平成23年9月29日 (木)